

令和3年3月1日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 予算委員会

2 日 時 令和3年3月1日(月) 9時59分開会
14時14分閉会

3 場 所 議場

4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、川上洋一委員、
濱門明典委員、白石純一委員、竹原信一委員、
中面幸人委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

5 欠席委員 竹之内和満委員、濱田洋一委員、岩崎健二委員

6 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸

7 説明員

・総務課

課長 松崎 裕介 君 課長補佐 大田 省吾 君
係長 尾上謙一郎 君 係長 岩下 亮一 君
係長 白肌 隆一 君

・企画調整課

課長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君
係長 川原 陽介 君 係長 本蔵 雄一 君

・福祉課

課長 中野 貴文 君 係長 前田 敏 君
係長 松木 美紀 君 係長 栗林 鉄矢 君
係長 宇都 貴子 君

・健康増進課

課長 垂 義継 君 課長補佐 大橋 尚子 君
係長 野中 義昭 君

・介護長寿課

課長 池田 英人 君 課長補佐 勢屋 伸一 君
係長 寺園 勝夫 君 係長 所崎 慎也 君

・市民環境課

課長 牧尾 浩一 君 課長補佐 中園 修 君
係長 大野 勇人 君

・農政課

課長 園田 豊 君 課長補佐 寺地 英兼 君
課長補佐 下澤 克宏 君 係長 牧内 達志 君

・水産林務課

課長 佐潟 進 君 課長補佐 田原 勝矢 君
課長補佐 大石 直樹 君

・商工観光課

課長 尾塚 禎久 君 課長補佐 大野 裕人 君
係長 船蔵 真一 君

・都市建設課

課長 石澤 正志 君 課長補佐 寺地 克己 君

課長補佐	松山	直人	君	課長補佐	尾上	国男	君
係長	宮路	隆博	君				
・教育総務課							
課長	山元	正彦	君	課長補佐	牛濱	睦郎	君
・学校教育課							
課長	小園	俊介	君	課長補佐	新坂	謙治	君
係長	徳重	忠彦	君	係長	鳥羽瀬	やす子	君
・財政課							
課長	小菌	達哉	君	課長補佐	新町	勝利	君
係長	上脇	栄子	君	係長	松下	直樹	君
・水道課							
課長	濱崎	久朗	君	課長補佐	猿楽	浩士	君
係長	高口	輝幸	君				

8 会議に付した事件

- ・ 議案第 2 号 令和 2 年度阿久根市一般会計補正予算（第 9 号）
- ・ 議案第 3 号 令和 2 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 5 号 令和 2 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 7 号 令和 2 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 2 号）

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）、議案第3号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号 介護保険特別会計補正予算（第3号）の3件であります。

なお、新型コロナウイルス感染対策のため、経常経費等のみの補正であった課等の説明は省略することとし、質疑の必要がある場合はお申し出てください。

このことを踏まえ、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

では、早速ですが、総務課の入室をお願いします。

（総務課入室）

○議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

濱崎國治委員長

それでは、議案第2号を議題とし、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第2号中、総務課所管に関する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の8ページをお願いいたします。

第3表は債務負担行為の補正であります。このうち、総務課所管分は、上から4行目の顧問弁護士業務委託料から、8行目のコンシェルジュ・デスクサービス使用料までの5件及び次の9ページ、2行目の庁舎平日清掃業務委託料から10ページ、7行目のインターネット議会中継システム利用料までの19件、飛びまして15ページの2行目の防災行政無線保守業務委託料の合計25件について、期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、17ページをお願いします。第4表は地方債の補正であり、総務課所管分は18ページ、1行目の市庁舎改修事業について、事業費の執行見込みにより起債限度額を補正しようとするものであります。

続きまして、31ページをお願いします。

歳出から主なものについて御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費8節旅費及び9節交際費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されておりました行事等が中止又は延期となったことによるものであります。14節工事請負費は、特定空家等解体について、年度内の事業実施が見込まれないことから減額するものであります。次に、3目広報費18節負担金、補助及び交付金は、今年度6区が実施した広報用放送施設デジタル化の事業実績に伴う減額であります。

32ページをお開きください。次に、7目財産管理費のうち総務課所管分は、公用車管理業務に関する経費であり、感染症の影響で予定されていた公務出張や行事等が中止又は延期となり、公用車の稼働日数が減少したことによる減額補正であります。具体的には、バス運転手に係る1節報酬、ガソリンなどの燃料費である10節需用費、自動車道の通行料である13節使用料及び賃借料の減額であります。

34ページをお願いします。16目庁舎管理費は、市庁舎改修事業について、事業費の執行見込みにより14節工事請負費を減額するものであります。次に、17目電算管理費は、パソコン、サーバ等の機器類やシステムリース料の入札残による13節使用料及び賃借料の減額でありま

す。

次に、飛びまして55ページをお願いします。第9款消防費1項4目災害対策費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所における感染症対策のため購入をしました段ボールベッド等の入札執行残に伴う10節需用費の減額、また、防災行政無線保守業務委託が一部不要となったことに伴う12節委託料の減額であります。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について御説明をいたします。

24ページにお戻りください。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち、総務課所管分は、1節の総務管理費補助金の説明欄中、1行目の社会保障・税番号制度システム整備費326万7,000円であり、マイナンバー制度における情報連携を行うための自治体中間サーバー・プラットフォームの整備に係る補助金を増額するものであります。

次に、26ページをお願いします。第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、感染症の影響を踏まえ、研修会への参加を取りやめたことに伴う減額であります。

28ページをお願いします。第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の補正額450万6,000円の減額うち、総務課所管分は、73万8,000円の減額であり、広報用放送施設デジタル化整備助成事業の実績に伴うものであります。

次に、第20款諸収入5項4目雑入のうち、総務課所管分は、29ページ説明欄の上から5行目になりますが、空家等解体費用であり、年度内の事業実施が見込まれないことから、所有者負担分を減額するものであります。

最後に、第21款市債1項1目総務債のうち、総務課所管分は、市庁舎改修事業債であり、起債対象事業費の減額に伴い補正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

31ページのね、一般管理費14節工事請負費、特定空家等解体はできなかったということですが、この特定空家というのは具体的にどういふのですか。

松崎総務課長

特定空家につきましては、空家等対策特別措置法に基づいて手続を進める中で、特定空家に認定し、今後、解体に向けた手続を進めていくための手続の一つとして特定空家ということで指定をしているところでございます。

山田勝委員

先ほど歳入の部分にもね、全く同じ金額があるんですね。ですから、この工事請負費は所有者が全部負担せないかんことになっているのか。この165万円というのは何件分なのかお尋ねしたい。

松崎総務課長

特定空家につきまして、解体費につきましては、一旦、市の予算から出しまして、それを本人に請求をして全額支払いを求めるものであります。件数としては1件でございます。

山田勝委員

今回1件、こういう予算をしたわけですけども、市内に1件だけ、危険空き家というのは1件だけだったんですか。それともほかにもあるんですか。

松崎総務課長

現在、市内には約1,900件の空き家等があり、そのうち、倒壊等危険な空き家が300件以上あるというふうに認識をしておりますので、ただ、そこにつきましては、今現在、解体等の補助も含めまして、その危険空き家の対象者につきましては、その都度、郵便等で通知をしながら御自分の責任において解体等を求めているというような状況でございます。

山田勝委員

それなら、300もある中で1件、今回こうして予算が上げられた。でも結果としてはできなかったと、こういうことなんですけれども。例えばその他については、例えば法律に基づいて連絡するとかなんとかというのは全然してないんですか。

松崎総務課長

先ほど申し上げましたが、危険空き家等の危ない家屋等の連絡等が区長、それから住民の方から、それからまた市のほうで確認をされた場合は、対象家屋の所有者に対して、解体撤去について郵便等で通知をして、お願いをしているという状況でございます。あわせて、固定資産税の納税通知書を出す際に、危険家屋について、御自身の責任で対応していただくような啓発もしているというところでございます。

山田勝委員

参考までにお尋ねしますが、例えば、その危険家屋が300件あるという話ですがね、こういう方々は固定資産税は払っているの、払ってないの。

松崎総務課長

納入があるかないかについては、この場でお答えできませんけれども、基本的には納税通知を発出して、納税を促しているということでございます。

山田勝委員

課が違うのでね、納税を促してるだけで終わりなのかどうなのか分からんけど、ちゃんとね、法律に基づいてやっていかないかんという気がするもんですからね、今回こういうお尋ねをしたわけです。いいです。

牟田学委員

関連ですけど、これは行政の代執行ということでよろしいんですか。行政がやってるということで。

松崎総務課長

今、委員からございましたけれども、あくまでも危険空家につきましては所有者の責任において、解体を求めるものでありますけれども、その解体に応じていただけない場合は、行政が代執行させていただくということでございます。

[牟田学委員「はい、わかりました。」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

中面幸人委員

予算書の24ページの14款2項1目の中でですね、個人番号カード交付金事業の減額になっておりますが、この理由を教えてください。

松崎総務課長

委員からの御質疑につきまして、この市民環境課の所管の予算でございますので、そちらのほうでお聞きいただければと思います。

中面幸人委員

市民環境課に聞くこととして、総務課としてですね、いわばマイナンバーカードについて、それぞれ地区でやっていますよね。これが最初出来たころ、国の説明なんか、ちょっと国民が不安になってる部分があってですね、せなせんでいいですよというような雰囲気の中で、今実際やられておられるんですけど、行政として市民にですね、しなきゃならないですよとか、どういう感覚のものなんです。分かりますか。

濱崎國治委員長

市民環境課の所管ですので。実際、市民環境課に聞いた方がいいと思います。

総務課としては参考的な意見しか発言できないと思います。

中面幸人委員

わかりました。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、企画調整課入室)

濱崎國治委員長

次に、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第2号のうち、企画調整課の所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、補正予算書の6ページをお開きください。第2表は繰越明許費の補正であり、第2款総務費の上から2行目の高度無線環境整備事業から肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業までの3事業について、令和3年度に繰り越して実施しようとするものであります。

次に、8ページをお開きください。第3表は債務負担行為の補正であり、下から3行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から、次の9ページの乗合タクシー運行事業までの4事業について、新年度早期に実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、17ページをお開きください。第4表は地方債の補正であり、表の1行目の肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業の財源として130万円を借り入れるため追加しようとするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

32ページをお開きください。第2款総務費1項8目企画費の補正額9,478万5,000円の減額は、事業の実績見込みや18節補助金の減額が主なものであります。このうち、18節負担金、補助及び交付金は、事業の実績によるほか、キャッシュレス決済利用促進事業負担金等を新たに計上するとともに、高度無線環境整備推進事業補助金を減額しております。キャッシュレス決済利用促進事業は、スマートフォン等を利用した電子決済サービスのキャンペーンを利用して行うものであり、利用者が市内の店舗等で商品を購入したり、サービスの提供を受けて決済を行った場合に、代金の20%相当分のボーナスを付与するもので、経済対策の一環として実施し、市内消費の拡大を図ろうとするものであります。この事業については、予算について承認いただいた後、必要な準備を行い、令和3年度において1か月間の期間を定めて実施することとしており、利用者は1回につき2,000円、期間内につき1万円を限度として、20%のボーナスを受けることができるものであり、その付与に必要な経費として1,400万円を計上しております。また、高度無線環境整備推進事業補助金は、事業に対する国の補助金1億80万円が、市を経由することなく直接事業者へ交付されることとされたため、減額しようとするものであります。

次に、35ページをお開きください。第20目特別定額給付金給付費の補正額1,914万5,000円の減額は、特別定額給付金の支給事務の実績によるものであり、1節の会計年度任用職員の報酬、3節の時間外勤務に係る職員手当等、18節のシステム改修負担金と給付金が主なものであります。

次に、38ページをお開きください。5項2目基幹統計調査費の補正額100万5,000円の減額は、国勢調査事務の実績によるものであり、1節の会計年度任用職員の報酬が主なものであります。

次に、43ページをお開きください。第5款労働費2項2目働く女性の家管理費の補正額28万9,000円の減は、働く女性の家の運営実績によるものであります。働く女性の家について

ては、昨年10月1日から、中央公民館鶴見分館として運営されております。

以上で歳出を終わり、次は歳入について申し上げます。

24ページをお開きください。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の説明欄記載の地方創生臨時交付金1億2,800万円は、新たな経済対策として実施するプレミアム付き商品券事業、特産品等流通促進支援事業及びキャッシュレス決済利用促進事業に活用しようとするものであります。また、高度無線環境整備推進事業費の1億80万円は、国から事業者に直接交付されることから、減額しようとするものであります。

次の25ページになりますが、第15款県支出金2項1目総務費県補助金の補正額76万6,000円の減額は、原子力発電施設に係る広報・調査等交付金と電源立地地域対策補助金の実績見込みによるものであります。

次の26ページになりますが、3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金の100万5,000円の減額は、国勢調査事務の実績によるものであります。

次に、28ページをお開きください。第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金の補正額100万円の減額と10目地域振興基金繰入金の補正額、450万6,000円の減額は、それぞれ、充当事業の実績等により減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱崎國治委員長

企画調整課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

33ページ、18節の負担金補助及び交付金の中でですね、補助金で肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業費の補助なんですけど、これは国道3号線の津奈木トンネルの入り口当たりが大分やられたと思うんですよ。災害の復旧の総事業費が分かれば教えていただきたいのと、阿久根市の補助はこの132万1,000円で済むのかということをご教示ください。

山下企画調整課長

今回、災害を受けたその復旧事業費としては、肥薩おれんじ鉄道からは7億円とされております。この負担部分については、地方負担分として阿久根市の負担分、それから事業者負担分に支給する阿久根市の負担分として、合計額がここに計上しております、132万1,000円と、この額でございます。

牟田学委員

7億総事業費があつて、阿久根市がこれだけの負担で済むというのが驚きですけども、分かりました。

それともう一つ、やはり18節で、出水駅蔵之元間シャトルバスなんですけど、29万4,000円。当初予算で予算は計上してあるんですけど、この29万4,000円というのはもちろん追加なんですよ。客が少なかったということなんですか。

山下企画調整課長

このシャトルバスにつきましては、出水駅と蔵之元港間において1日6往復運行をされております。その運行経費については、収入から経費を差し引いた額を阿久根市、出水市、長島町、それから天草市で負担をしておりますが、感染症の影響により、昨年4月から12月までの利用者が前年度に比較して約60%減になったと。このことから経費に不足を生じたので、追加分として今回計上したということでございます。

[牟田学委員「はい、わかりました。」と呼ぶ]

山田勝委員

33ページのね、負担金、補助及び交付金の中のキャッシュレス決済利用促進事業ということで、事業負担するんですけどね、これはキャッシュレスを導入するための品物で、例えばキャッシュレスによって決済すれば、手数料は発生しないんですか。

山下企画調整課長

キャッシュレス決済利用促進事業について若干事業の概要を説明させていただきたいと思
います。具体的には、電子決済サービスのペイペイが実施している自治体キャンペーンを活
用しようとするものであります。実際に、例えば、店舗に行って商品を購入された際に、ス
マートフォン等を利用してペイペイで電子決済した場合に、利用者に対して20%分のボー
ナスを付与すると。そのことによって利用を促進しようとするものでございます。キャッシ
ュレス機等の環境を整備するために補助するというのではなくて、ペイペイを利用された
方々に20%分のボーナスが付与される。こういう事業を令和3年度に実施をしていきたい
ということで予定しているものでございます。その際、そのボーナス分について、市が、運営
するペイペイ側に負担をすると、こういう仕組みでございます。

山田勝委員

それは分かりますよ、それは分かるんだけど、例えば手数料が発生すると思うんだが、販
売金額にですよ、その手数料は誰がどれだけ負担することになるんですかと言うんですよ。

山下企画調整課長

換金手数料、例えば店舗での換金する際の手数料につきましては、ジャパンネット銀行に
口座を開設して、その口座で事業者がやり取りをされる場合には、換金手数料はいら
ないとされております。その他の金融機関で換金をされる場合には、毎月1回、月末締
めの1回だけの入金等の負担金手数料の際には手数料がおりません。その他の場合
には、1回につき105円、または210円の手数料が事務所のほうに発生すると、こ
ういう仕組みになっております。

山田勝委員

私が入手した話ではね、手数料がその事業者に対してね、販売した事業者に対して幾
らか手数料が払わないかん。そういうことだったら、ならもうせんという事業者が私
は何名もいると思いますよ、阿久根市には。だから、例えばそちらはそういう形があ
ったとしてもね、現実にはそれをちゃんとしてくれるのは、阿久根市の事業者だ
から。その阿久根市の事業者にどのようなあなた方は手当ができるのか、する
ことができるのかと、そこまでしないとね進まない。よかとこいのぶん言た
って始まらなよ。ということです。

山下企画調整課長

先ほども申し上げましたように、利用された場合のペイペイ側から入金する際
の手数料についてはかかる場合がございますけれども、この事業については、市内
における購買でありますとか、飲食でありますとか、タクシー利用、そ
ういったことへの活用が促されることとなりますので、地域における消費の
拡大や経済活性化の効果が期待されるものとして取り組みたい。このよ
うに考えているものでございます。

山田勝委員

わかるよ、わかるけどね、一方のほうもあるんだから、手数料を取らない、
負担しないという事業は絶対出てこない。だから、それはやってみていい
ですよ。本当にそれに取り組む事業者が幾らあるか。そこまであなた達
は見ないとね、自分の都合だけですか、仕事を。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者あり]

山下企画調整課長

市内事業者についての事業者数について若干補足をさせていただきたいと思
います。現在、私どもが把握している状況の中では、このペイペイを導入して
いる市内の事業者、これは店舗であるとか、タクシーなどの利用が可能
であります、それぞれ1店舗、タクシーの場合は1台としてカ
ウントされておりますけれども、その数としては、本年1月現在で214か所
でペイペイが利用可能な状況にありますので、こういった事業者での利用
をぜひ図っていただいて、市内消費の拡大につなげていきたいと、こ
ういうふうに考えております。

山田勝委員

それはね、分かっていますよ。ただ、200幾らって言うでしょ。200幾らと言うのの中には、例えばですね、A-ZならA-Z、阿久根のディスカウントショップとかというところにはね、ちゃんとしてるんだから。だからそういうところもそれに入ってると思うよって。なら、市内のお店の方々がどれくらい取り組むのって。そのためにはどういう手当てをしているのって言うだけの話です。ないもせんとやらないもせんと、と言うばっかいのこと。

山下企画調整課長

実際に、予算を御承認いただいた後は、このような事業について、広く周知広報をしたいと思っております。そのことによって利用促進が図られればというふうに考えております。

木下孝行委員

今の事業に関連してですけど、ペイペイ決済ができる事業所が214事業所今あるということで、店舗の経営者から聞けば手続をしようと思うんだけど、すごく手続が面倒だというような話も聞いているわけでありまして。そうした中で、214店舗で満足しているのか、満足していないのか。今後そういった、まだペイペイの決済が実際出来てない事業者にも今後、どのように啓発と言うか、手続してもらおうというようなことを考えているのかを1点、それをお願いします。

山下企画調整課長

先ほど、令和3年1月現在で、200を超える事業者が利用可能だというふうにお答え申し上げました。今後、予算を御承認いただいた後、実際、キャンペーンを開始するまでにまだ導入されていないお店についても、ペイペイ事業者のほうから導入促進活動、営業活動、こういったことをやっていただく、こういったことを予定しているところでございます。

木下孝行委員

分かりました。実施期間が1か月という、私から見ると非常に短いと思うんですけども。実際に公募がどれくらい出るのか、ちょっと不安も感じているんですが、これを2か月とか3か月というふうに延ばす、実際、事業実績が上がらなかった場合は延ばすというような考えは持っているのか、持っていないのかお聞きします。

山下企画調整課長

ペイペイ側と今、事前に協議しているところでは、1か月というふうに考えておりますが、まずはこの期間、実施状況を見た上で、その後の展開は判断する必要があるのかなというふうに考えております。

木下孝行委員

状況を見ながらですね、最大の効果が出るように、期間も延長するような、そういったことで実績を見ながら今後対応していただきたいと思えます。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、福祉課入室)

濱崎國治委員長

次に、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

中野福祉課長

議案第2号中、福祉課所管分の主な事項について御説明申し上げます。

はじめに、第2表繰越明許費の補正について御説明をいたします。

補正予算書6ページをお開きください。福祉課所管分は、第3款民生費1項児童福祉費の赤ちゃん応援特別定額給付金支給事業であります。本事業の対象者は令和3年4月1日までに出生した者となっているため、4月に申請を行った方へも支払いを行うため、繰越明許による補正を行うものでございます。

次に、第3表債務負担行為の補正について御説明いたします。

補正予算書の10ページをお開きください。福祉課所管分は、10ページの下から3行目、障がい福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料からページの一番下、地域活動支援センター事業委託料までの3件と、11ページに入り、上から6行目の子育て短期支援事業委託料から、ページの一番下、生活困窮者自立相談支援事業委託料までの8件の合計11件について追加しようとするものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

今回の福祉課分の補正は、新型コロナウイルス感染拡大により、予定しておりました会議や研修会が、書面会議への変更や開催中止となったことにより、報酬や旅費等が不用になったことによる減額、また、委託事業の入札残による減額、さらには令和元年度事業実績に基づく国・県への負担金等の精算返納金が主なものでございます。

予算書の39ページをお願いいたします。第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち、7節報償費と12節委託料の減額は、現在、策定作業中の阿久根市地域福祉計画において、委員会出会謝金及び策定業務委託料を支払い実績及び落札額に応じて不用額を減額するものです。

2目心身障がい者福祉費の7節報償費と12節委託料の減額は、同じく策定作業中の阿久根市障がい者計画について、委員会出会謝金と策定業務委託料を、支払い実績及び落札額に応じて不用額を減額するものです。18節負担金のうち、システム改修費は、令和3年度からの障害者総合支援制度改正に対応するためのシステム改修に伴う自治体情報処理連絡協議会への負担金であり、障害認定審査会負担金の減額は、北薩広域事務組合で実施します障害認定審査会の事務負担金額の確定に伴う減額であります。19節扶助費の増額は、共同生活援助費、障がい児通所支援費及び障がい児相談支援費について、各障がい者福祉サービスの利用件数の増加により、年度末までの見込額に基づき補正を行うものでございます。22節償還金の補正は、障がい児施設給付費等負担金及び地域生活支援事業費補助金について、令和元年度に受け入れた国及び県からの負担金の実績額より超過となったため、今年度、精算返納するものであります。

次に、41ページに移り、2項1目児童福祉総務費において、22節償還金の補正は、母子家庭等に対する自立支援給付金事業の国への精算金であり、4目児童館費の22節償還金は、子ども・子育て支援交付金に係る国への精算金、5目保育施設運営費の22節償還金は、保育所等の施設等利用給付交付金に係る国及び県への精算金であり、いずれも令和元年度の事業実績に基づき返納するものでございます。3項1目生活保護総務費の22節償還金は、令和元年度の生活保護費等の確定に伴う国庫負担金等の精算返納金であります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明を申し上げます。

補正予算書の24ページをお願いいたします。第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管分の障がい者自立支援給付支払等システム事業費の補正は、歳出で御説明しました令和3年度からの障害者総合支援制度の改正に対応するためのシステム改修に対する2分の1の国庫補助金であります。

25ページに移り、第15款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管分は障害者総合支援事業費26万4,000円であり、これは、昨年3月の緊急事態宣言時に小・中学校が臨時休業となったことにより、放課後等デイサービスの利用時間が増加したことに対する市の費用負担増加分に対する国庫補助金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、健康増進課入室)

濱崎國治委員長

次に、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

議案第2号について、健康増進課分について御説明申し上げます。

12ページをお開きください。債務負担行為につきまして、12ページの一番上から3行目までの分、在宅当番医制事業委託料から歯周病検診業務委託料と、その下2行目、保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計4件の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、39ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち、27節繰出金1,689万5,000円の減額は、事業勘定における国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰入額の確定による減額補正と、施設勘定の繰越金の確定による減額補正であります。

次に、40ページをお開きください。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金の減額補正は、県後期高齢者広域連合負担金の確定等によるものであり、27節繰出金の減額補正は、保険基盤安定負担金の確定見込によるものであります。

次に、42ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費22節償還金利子及び割引料の増額補正は、令和元年度母子保健事業の事業費確定に伴う国庫補助金の精算返納金であります。2目健康増進費及び3目予防費の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会や講演会が中止となったことによる各節の執行残であります。次に、6目保健センター管理費10節需用費及び17節備品購入費の減額補正は、保健センターの感染防止対策用品等購入による執行残であります。

次に、24ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金の減額補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。

次の25ページ、15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の減額補正は、後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定拠出金の確定に伴うものであり、5節国民健康保険医療助成費負担金の減額補正は、保険基盤安定負担金の確定によるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

24ページ、最初でもいいんですけどね、保険安定基盤の負担金が減額した。国民健康保険も同じですよ。これはイコール、所得の多い人が、保険安定基盤制度を利用する被保険者が少なくなったということなんですか。

垂健康増進課長

まず、保険基盤安定の負担金ですけれども、後期高齢も国保もありますけれども、保険料を軽減しなきゃならなくなった方に対して、市、県、国が一定の割合で補填をしてることによって、後期高齢は保険料、国保であれば保険税が一定の算定をしたけれども所得が低い

ことによって減額をしましたとなると、会計に入ってくるお金が少なくなる。その少なくなる分を少なくなるままでおかずに、保険基盤安定負担金として、国、県、市で負担をしてそれぞれの会計に入れていくということなので、これが当初の見込みよりも少なかったというのは、軽減の対象者が少なかったということになります。

山田勝委員

あのね、考えなくてもいいんですよ。当初、あなた方が思ったよりもね、減ったわけやっで、出す分がですね。イコール所得が増えたから、あるいは対象者が少なかったから減ったということでしょう。安定基盤の対象者が少なくなったから減ったということだから、だから所得が増えたということですか、例えば負担する人が少なくなったということですかと言うだけのこと。そうでないとつじつま合わんなよ。

垂健康増進課長

今、山田委員が言われたどちらのパターンもあります。所得が伸びた方で、対象から外れた方もいらっしゃるでしょうし、軽減の対象になる元々の金額になる方が少なくなったというパターンもありますので、これは結果、昨年度の賦課の結果で決まった額に対して、今の確定見込みが出たということなので、今委員が言われるように、どちらも所得が伸びて外れた方もいらっしゃるでしょうし、元々入る予定の数が元々少なくなったというものあると思います、どちらも。

山田勝委員

まあいいけどね、結果として少なくなったわけでしょう。だからそういう例えば所得が上がった、あるいは扶養者が少なくなったというような事情でなったんですよね。私は別に無理な質問するつもりもない、あなた方がよく熟知しているから質問しただけのことですから、いいです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第3号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

濱崎國治委員長

次に、議案第3号を議題とし、審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

議案第3号について、御説明を申し上げます。

補正予算書の11ページを御覧ください。事業勘定の歳出予算から御説明いたします。第2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費の補正は、一般被保険者に係る療養給付費が不足する見込みであることから増額するものであり、次の2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費の補正は、一般被保険者の高額療養費についても不足する見込みであることから増額するものです。

次に、第3款国民健康保険事業納付金1項1目一般被保険者医療給付費分から、12ページの3款3項1目介護納付金分までの補正は、県の保険給付費等交付金のうち、特別交付金の減額見込みと新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に対する国庫補助の交付見込みにより、それぞれ財源組替をするものです。次の、第6款保健事業費2項2目国保ヘルスアップ事業費の補正は、AIを活用し実施予定としていた特定健診受診勧奨を、新型コロナウイルス感染症の影響により次年度以降に延期したことにより、その費用を減額するものです。第9款諸支出金1項1目一般被保険者還付金の補正は、年度内の見込みによる増額であります。6目保険給付費等交付金償還金の補正は、令和元年度の保険給付費等交付金の確

定による返還分、10目その他償還金の補正は、平成29年度以前の保険給付費に係る療養給付費等負担金の精算返納分であります。

次に、9ページにお戻りください。歳入予算を御覧ください。

第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税を減免したことによる減額であり、第4款国庫支出金1項1目災害等臨時特例補助金の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した国民健康保険税の国庫補助分10分の6を増額したものであります。第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金の補正は、歳出の療養給付費と高額療養費の見込み増に係る普通交付金の増額と、特別調整交付金及び県繰入金の確定による減額であります。第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正は、保険基盤安定繰入金の額が確定したことによる減額であります。

次に、10ページを御覧ください。第8款繰越金の補正は繰越金の確定によるものであります。

次に、17ページを御覧ください。直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。

第4款基金積立金の補正は、繰越金の2分の1の額を積み立てるため増額したものであります。

次に、16ページ、歳入予算を御覧ください。第6款繰入金3項1目一般会計繰入金の補正は、繰越金の2分の1の額を基金へ積み立てた残額分を減額するものであり、第7款繰越金の補正は、繰越金の確定により補正するものであります。

次に、18ページを御覧ください。令和3年度において直ちに執行する必要がある事業勘定の人間ドック助成事業と、直営診療施設勘定の大川診療所医療廃棄物処理業務委託料ほか5件について、債務負担行為を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、議案第3号について、審査を一時中止いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(健康増進課退室)

(休憩 10:57～11:08)

(介護長寿課入室)

○議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第2号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

議案第2号について、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、11ページの1行目、後期高齢者人間ドック助成事業から5行目、高齢者等福祉タクシー利用助成事業までの5件の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、40ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。

今回の補正は、実績見込みによる減額が主でありますので、増額分のみ説明させていただきます。第3款民生費1項3目老人福祉費のうち増額分は、12節委託料の「食」の自立支援事業分であり、食数の増加が見込まれることから増額するものであります。27節繰出金は、介護保険特別会計の補正額に応じた繰出金であり、事業勘定においては、保険給付費の伸びに対する市の負担金を増額するものであります。6目地域福祉対策費の補正額79万2,000円は、在宅の寝たきりの方や重度の認知症高齢者を介護されている方の増が見込まれることから、増額するものです。

次に、歳入予算について御説明いたします。

28ページをお開きください。第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金416万7,000円は、令和元年度の介護保険事業負担金の確定に伴う一般会計への精算返納金であります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

40ページの12節委託料、子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業、115万円というのはかなり大きな感じだがどういことで減額されたの。

池田介護長寿課長

このポイントアップ事業につきましてははですね、65歳以上の高齢者の方々がボランティアとかおぼん体操等に参加をいたしまして、そのポイントの分について商品券をもらうということでもありますけれども、このコロナの関係で、なかなかそういう場に出れなかったことが大きな原因で、この大きな金額の減額となったところであります。

[山田勝委員「了解」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第5号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

濱崎國治委員長

次に、議案第5号を議題とし、審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

令和2年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の36ページをお願いいたします。債務負担行為につきまして、36ページから37ページに記載の事業勘定においては9件、サービス事業勘定においては1件について、期間及び限度額を設定しようとするものであります。

それでは、事業勘定の歳出予算から、増額分主な事項について御説明いたします。

補正予算書の44ページを御覧ください。45ページにかけての第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正額8,160万円は、要介護認定者の訪問介護や福祉用具貸与サービスの利用の増加に伴う1目居宅介護サービス給付費の増額や、介護医療院や介護老人保健施設の利用の増加に伴う5目、施設介護サービス給付費の増額が主なものであります。同じく2項介護予防サービス等諸費の補正額320万円は、1目介護予防サービス給付費の要支援認定者の通所リハビリテーションをはじめとしたサービス利用者の増加による増額が主なものであります。

46ページに入り、同じく4項1目高額介護サービス費の補正額700万円は、居宅介護サービスや施設介護サービスの利用が増えたことに伴い、自己負担の上限額を超えた利用者が増加したため、増額するものです。

49ページに入り、5款地域支援事業3項4目任意事業費の補正のうち、増額分につきましては、12節委託料の「食」の自立支援事業のみであり、食数の増加が見込まれることから増額するものであります。

50ページに入り、6款基金積立金の補正額3,503万4,000円は、前年度の繰越余剰金から各事業費への充当分を差し引いて見込まれる余剰額を介護保険基金に積み立てるものであります。

次に、41ページに入り、歳入予算を御覧ください。第3款国庫支出金第4款支払基金交付金、42ページに入り、第5款県支出金においては、歳出の第2款介護保険給付費の増額及び第5款地域支援事業費の減額に伴う、それぞれの負担率による補正が主なものであります。

次に、55ページを御覧ください。介護サービス事業勘定の歳出予算について、全て減額となっているところであります。

次に、54ページにお戻りいただきまして、歳入予算を御覧ください。

歳入の増額につきましては、第4款繰越金に昨年度の繰越金の確定額を計上したところであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、議案第5号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、市民環境課入室)

○議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)

濱崎國治委員長

次に、議案第2号を議題とし、市民環境課の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課

議案第2号 令和2年度一般会計補正予算(第9号)のうち、市民環境課所管分について、御説明いたします。

まず、第3表債務負担行為の追加について、御説明いたします。

当課所管分については、12ページをお開きください。上から4行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料、1つ飛んで6行目資源ごみ再商品化業務委託料から、10行目の家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託料までの計6件であります。

次に、第4表地方債補正になります。18ページをお開きください。変更分として、上から2番目と3番目になります。塵芥処理施設整備事業の限度額を5億3,440万円に、また、葬斎場長寿命化改修事業の限度額を1,850万円に、それぞれの事業費の確定に伴い変更するものであります。

続きまして歳出について御説明いたします。

36ページをお開きください。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬から18節負担金、補助及び交付金の合計71万7,000円の減額は、主にマイナンバーカード交付事務に係る所要額の見込みに伴うものであります。

次に、40ページをお開きください。3款民生費1項4目国民年金費の8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金の合計4万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として会議が中止になったことによる不用額の減額であります。

次に、42ページをお開きください。4款衛生費1項4目環境衛生費の1節報酬から13節使用料及び賃借料の合計19万円の減額は、事業費確定に伴うものであり、7目葬斎場管理費の12節委託料及び14節工事請負費の合計257万6,000円の減額も同じく事業費確定に伴うものであります。

次に、43ページを御覧ください。2項2目塵芥処理費の7節報償費から18節負担金、補助及び交付金の合計8,673万8,000円と3目し尿処理費の18節負担金、補助及び交付金の677万6,000円の減額についても、各種委託料や北薩広域行政事務組合への負担金確定などそれぞれの事業費確定に伴うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。24ページにお戻りください。13款使用料及び手数料2項1目総務手数料3節戸籍住民基本台帳手数料の7万6,000円の減額は歳入見込みによるものであり、14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち個人番号カード交付事業費の64万1,000円の減額は、マイナンバーカード交付事務に係る歳出側の所要額の見込みに伴うものであります。

次に、25ページを御覧ください。14款国庫支出金3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金の4万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として国民年金関連の会議が中止になったことにより生じた歳出側の不用額に伴うものであります。また、15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の285万7,000円の減額は、海岸漂着物等地域対策推進事業である環境保全対策事業費の確定に伴うものであります。

次に、26ページをお開きください。15款県支出金3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の19万円の減額は、市町村権限移譲交付金の確定によるものであります。

次に、29ページをお開きください。21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債の2,860万円の減額は、塵芥処理施設整備事業債及び葬祭場長寿命化改修事業債であり、それぞれ事業費の確定に伴うものであります。

以上で、説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

市民環境課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

24ページですね、14款2項1目の中で、個人番号カード交付事業の減額のことでお聞きしたいんですが、このマイナンバーカードについては5年ぐらい前から政府が個人情報とかを把握したり、管理するためということで、個人情報漏れたりするんじゃないかなという疑問も持ったりして、なかなか全国の自治体も進んでいないような状況と私は思ってるんですが、そのためにいろんなポイントを与えたりとか、そんな形でしているところもあるみたいですが、そもそもですね、作らなければいけないのか。作らんでいいのか。この辺あたりをしっかりと行政側がですね、市民に説明しないと、なかなか進まないと思うんですよ。その辺あたりはどうなんですか。今、地域でやってますよね、取り組んでますけど、どういう認識なんでしょうか。

牧尾市民環境課長

マイナンバーカードのお尋ねだと思いますけれども、国会において菅総理もマイナンバーカードについては、令和4年度末までに国民への交付を目指すと言明されております。また、今年の秋にはデジタル庁の開設も予定されているところであります。このマイナンバーカードについては、今月末から保険証としての利用を可能とするように、全国的に順次システム構築がなされていると認識しております。本市においてはいつになるかまだ未定ではありますがけれども、そういう潮流にあると認識しております。また、今後、運転免許証等もひ

もづけられるなど、デジタル化が加速されることが予想されております。本市は、今のところとしては身分証明としての利用目的にとどまっておりますけれども、国策としてマイナンバーカードの交付を国が進めております関係で、この事業に歩調を合わせていく必要があるというふうに考えております。

中面幸人委員

市民の方からどうなのかなと問われた時に、やはり強制ではないけど作ったほうがいいよと、いろいろ便利ですよというふうな答え方でいいのかなと思うんだけど。例えば、紛失したりとか、いろんなりスクなんかがあるかと思うんだけど、できるだけ作ったほうがいいですよと、今後は便利になりますというような答え方でいいんでしょうかね。

牧尾市民環境課長

デジタル化が進む中においては、今、委員がおっしゃるように、利便性の部分もさることながら、やはりこれは国策として進められている以上は、半ば義務化というようなことでもあります。ただ、作ってくださいという強制力は持ちませんけれども、推進というスタンスにはとどまっておりますけれども、身分証明として、マイナンバーカードだったら一つでいいわけです。ただし、運転免許証とか保険証でありますと本人確認というのが2種類以上あったりですね、そういう必要もございますので、先ほども申し上げましたが、今のところ、本市においては身分証明としての利用目的しかありませんけれども、今後は、様々なひもづけ、保険証としての利用、運転免許証としての利用、あるいは金融機関との口座情報等の、それはもちろんセキュリティーがしっかりしたものであるというのが大前提のもとですけれども。そういったことも予想はされているところですので、ぜひ市民の方々にもですね、全員取得していただきたいというふうに考えておまして、今、地域を回って受付をしておりますけれども、かなりその成果としては上がっております。

中面幸人委員

最後に、いろいろ受付をして、それを受け付けられれば、例えばコンビニなんかで住民票というのはすぐ取れるんですか。

牧尾市民環境課長

住民票の写し等のコンビニ等での交付というのも以前から議論をされているところではありますが、今のところ、阿久根市においては具体的ないつからということはまだ検討中でございます。ただ、そういったデジタル化の中においてマイナンバーカードを取得する目的をインセンティブとして示さないといけないと思いますので、そういった意味でもコンビニ交付等も今後進めていく検討をしていきたいと思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

牟田学委員

関連ですけれども、今現在で阿久根市で何%ぐらい取得してますか。

牧尾市民環境課長

今、手元に持っている最新の情報が2月14日現在でございますが、これでいきますと阿久根市は現在交付率が31.25%、県内の19市中2位でございます。

[牟田学委員「了解」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

ちょっとお尋ねしますがね、12ページの資源ごみ、あるいは中間処理施設、いろいろありますよね。家庭ごみ、生ごみとあるんですけれども、その中で、事業者ごみについて、近頃何か役所の補助金が少なくなったり、事業者に負担を増やさないとということが発生しているんですか。

牧尾市民環境課長

事業者ごみについては従前から事業所と収集業者との契約により進めております。

山田勝委員

それはそれでいいんですよ、そういうことですから。例えば値上げをするという時にですよ、例えばこうこうこういうことで負担せないかんお金が高くなりましたので御協力を、それは協力せんとは言わんとな。だからそういうことについては、例えば事業所ごみ等についての行政からの負担とか何とかというのはないわけですか。

牧尾市民環境課長

間接的にはなりますけれども、北薩行政事務組合へのじん芥処理費、この負担金につきましては、ごみの広域への搬入量ですね。市からしたら搬出になりますけれども。その量に基づいて積算されますので、これは必ずしも関係性がないとは言えないんですけれども、事業所ごみは先ほど来申し上げますように、個々の契約になりますので、そこについて市からの要請は具体的にはしていないところです。収集量についてはですね。

山田勝委員

それは分かってますよ。業者と話し合いをして、ずっと支払いしますよ。そしてまた、生ごみ処理についてもひっくるめてですね、やっていただいて助かってるんですよ。ただ、負担金を出さないかんのが多くなりましたのでと言われれば、市の補助が少なくなったのかなあ、どうなのかなあと思うだけです。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおりで、今のところ変わってないところでございます。

山田勝委員

変わってない、あなた方は変わってないんですよって、私たちの行政の関り合いとしては変わっておりません。それはあくまでもあなたと委託している業者の関係ですよと言えそいでよかわけやらい。分かりやすく言わないかん。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおりでございます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室、農政課入室)

濱崎國治委員長

次に、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

農政課所管分の主なものについて御説明いたします。

まず、補正予算書6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正につきましては、6款農林水産業費1項農業費に係る2事業と7ページの11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費のうち、補助農業施設災害復旧事業について、それぞれの事業進捗に伴い、繰り越して対応しようとするものです。

次に、12ページをお開きください。第3表、債務負担行為の補正につきましては、下から3行目、素畜導入資金から、次のページの上から3行目までの折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託料までの6件であり、令和3年度当初の事業開始のため追加しようとするものです。

次に、18ページをお開きください。第4表、地方債の補正につきましては、上から4行目、

県営農地整備事業から農業水資源開発事業までと、19ページの下から2行目の農業施設災害復旧事業の5件について限度額を変更しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

44ページをお開きください。3目農業振興につきましても、8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルスの影響と各事業費確定及び確定見込みに伴う増額及び減額補正になります。そのうち、45ページ右側の説明欄にある主なものとして、鳥獣被害防止対策協議会255万3,000円の増額は、国の鳥獣被害対策実践事業に係る協議会への活動費補助金であり、有害鳥獣の捕獲頭数が当初の計画より大きく上回っているため、捕獲頭数に応じて支払う捕獲経費の不足分を国へ追加要望し、交付決定分を増額補正するものです。

次に、機構集積協力金交付事業1,541万8,000円の減額は、農地の貸し借りをを行う農地中間管理事業の推進により、令和2年度は市内5地域の農地集積を図る計画でしたが、新型コロナウイルスの影響で総会開催など各地域での合意形成を図る会合などの実施ができず、事業が実施できなかつたため、同額を減額補正するものです。強い農業づくり交付金事業3億3,130万円の減額は、阿久根食肉流通センター増設工事に伴う費用の一部を国庫事業の活用により補助することとなっていました。別の有利な国庫事業を申請され採択が決定されたことに伴い、この補助金は活用せず減額補正するものです。市産業祭179万7,000円の減額については、令和2年度の産業祭については、実行委員会にて12月19日、20日の開催が決定され準備を進めていましたが、開催まで2週間を切った時期に隣接の出水市にて新型コロナウイルスのクラスター感染が発生したため、第1回実行委員会で決定されていた開催基準に従い中止となりました。農業・農村活性化推進施設等整備事業の657万8,000円の減額は、農業機械等購入のための補助事業であり、事業費確定に伴うものです。活動火山周辺地域防災営農対策事業の618万9,000円の減額は、事業費確定に伴うものであります。交付金205万5,000円と農業次世代人材投資事業450万円の減額は、壮年及び青年新規就農者確保に係る事業費確定に伴う不用額になります。

次の4目畜産業費についても、新型コロナウイルスの影響と事業費確定に伴う減額補正がほとんどになります。そのうち、主なものとして、18節負担金、補助及び交付金として「食のまち阿久根」魅力発信事業500万円の減額は、新型コロナウイルスの影響に伴い中止が決定された「華のBBQAKUNE」であり、市内畜産農家持続化給付金の520万円の減額は、第4号補正による新型コロナウイルスの影響を受けた畜産農家への支援事業であり、事業費確定による減額補正になります。

次に、5目農地費のうち、12節委託料617万5,000円の減額は、ハザードマップ作成業務の事業費確定に伴うものが主なものになります。

次に、46ページの14節工事請負費88万4,000円の減額は、単独土地改良事業の事業費確定に伴うものが主なものです。次に、18節負担金、補助及び交付金128万3,000円の減額は、県営事業等の事業費確定に伴う阿久根市負担金の増額分及び減額分の合計であり、その主なものとして農村災害対策事業（阿久根北部地区）と県営農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区については、国の第3次補正予算に伴い追加して工事を進めるため、それらに係る負担金を増額補正しようとするものです。また、農用水資源開発事業については令和2年度に実施できなかった試掘調査の負担金を減額補正するものです。

次に、62ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費2目補助農業施設災害復旧費については、激甚災害指定に伴い補助率がかさ上げされ、農家負担を軽減するため、それぞれ財源組替をしようとするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

23ページをお開きください。12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金422万1,000円の減額は、激甚災害指定により農地災害復旧事業費において補助率がかさ上げされ、農家負担分が少なくなった分と、事業費確定に伴い農地整備事業費を減額補正するものです。

次に、25ページをお開きください。15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金3億6,728万円の減額のうち、3億6,594万8,000円の減額が農政課分であり、うち増額分が多面的機能支払推進交付金ほか3事業の事業費確定に伴う補助金等の合計371万円であり、減額分では事業実施しなかった阿久根食肉流通センター増設に係る強い農業づくり交付金3億3,130万円や、ほか10事業の事業費確定に伴う合計3,835万8,000円です。

次に、26ページになりますが、10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金1,283万7,000円の増額は、激甚災害指定により補助率がかさ上げされたことに伴うものです。

次に、29ページの21款市債1項5目農林水産業債1節農業債190万円の減額は、増額分が県営農地整備事業債の490万円ほか1事業の合計620万円と、減額分が農業水資源開発事業債550万円ほか2事業分の事業費が確定したことに伴うものです。

次に、30ページの10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の1,080万円の減額は、激甚災害指定に伴い補助率がかさ上げされ、災害復旧に伴う市債の減額を行うものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

農政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

45ページですね、阿久根食肉流通センターの強い農業づくり交付金事業については別の事業でされたということなんですけど、これはいつ決まったんでしょうか。

園田農政課長

新たな事業が食肉流通再編輸出促進事業というものになりますが、こちらについては令和元年度末に令和2年度創設されることが確認されております。その後、九州農政局や県との協議を重ね、令和2年度に入って公募がなされたように聞いております。そういうことで、4月当初にはこの事業の見送りというのも御相談があったところですが、正式には、そういう協議を重ねながら年度内で確定し、流通センターさんとしては11月に新たな事業の交付決定を国から受けております。以上です。

仮屋園一徳委員

11月に決定されて、実施は本年度実施されているんですかね。

園田農政課長

この事業は施設の増設工事等が、令和2年、3年度にかけての事業ということで、今年度活用するようになっております。

仮屋園一徳委員

別の事業というのは、今の分よりも補助率がよかったとか、そういうふうに思っているわけですか。

園田農政課長

はい、こちらについては、補助率が2分の1となっております。その前の強い農業づくりは3分の1ということでありました。ただし、事業費については、新しい事業についてが3億3,528万6,000円ということで、大きな差はないところです。事業対象経費がやはり違うということで、この率で今説明した額になったということです。以上です。

仮屋園一徳委員

はい、了解です。

濱門明典委員

45ページですね、鳥獣被害防止対策協議会というので、255万3,000円ということで、補正を組んであるんですが、昨年からすると今年度は何頭くらい捕れてるんですかね。

園田農政課長

令和3年の1月末現在の数字で言いますと、令和2年度はイノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ等合計が2,355頭となっております。それに対して、令和元年度の

実績が1,454頭となっております。ということで、大幅に増額して、当初の計画では予算が足りなくなった現状にあります。以上です。

濱門明典委員

非常に捕獲隊の人たちが努力されて、頭数が上がっているわけですが、今後もまた、このような形で頭数が上がっていく見込みなんでしょうか。

園田農政課長

捕獲頭数につきましては、その年々でやはり差があり、例年いって1,000頭を一つの計画として捉えているところです。ただし、令和3年度においては若干、同等ということも視野に入れて予算も計画している段階です。以上です。

濱門明典委員

はい、了解です。

山田勝委員

29ページのね、市債。5目農業水資源開発事業債、減額してますけどね、これは今年ではできなかったというわけですか、水資源開発が。

園田農政課長

こちらについては、農業に供する井戸等の開発の調査でした。当初の計画の井戸の掘る深さがですね、120メートルほどを大体その地域がそこで水が確認されるものですから、予算化しておりました。ただし、今回に限っては、それ以上にかかるであろうということで、来年増額してまた申請するというので、地域の方にも御理解いただいております。

山田勝委員

予算が足りないと思ったのもう出来なかった、今年はやめたということですね、来年するということですね。

園田農政課長

はい、そのとおりです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで休憩に入ります。

(農政課退室)

(休憩 11:56～13:05)

(水産林務課入室)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

佐潟水産林務課長

議案第2号中、水産林務課所管分について説明いたします。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正になります。

第11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費中、単独林業施設災害復旧事業53万1,000円と補助林業施設災害復旧事業820万円は、林道仁床線の7月3日から6日にかけての大雨災害による災害復旧工事費であり、年度末までに完成が見込まれないことから繰り越して工事を行うものであります。

次に、13ページをお開きください。第3表債務負担行為の補正について説明いたします。

当課所管分は、上から4行目、山村開発センター管理業務委託料から、7行目の漁港環境緑地施設清掃等作業業務委託料までの4件についてであり、山村開発センター管理業務委託と鶴川内地区集会施設管理業務委託料は、年度当初から施設の管理業務が行えるよう債務負担行為の補正を行うものであります。また、漁港環境緑地施設除草作業業務委託料と同じく、清掃等作業業務委託料についても年度当初から作業が行えるよう債務負担行為の補正を行なおうとするものであります。

次に、18ページをお開きください。第4表、地方債の補正について、当課所管分は、下から4行目、林業施設整備事業と漁港整備事業と次のページの最後の行の、現年発生単独林業施設災害復旧事業の3件について、事業実績に基づき限度額を補正しようとするものであります。

それでは、補正内容について歳出予算から、御説明申し上げます。

補正予算書の47ページをお開きください。第6款農林水産業費2項2目林業振興費の補正額571万9,000円の減額については、第12節委託料の実施設委託業務、これは白木川橋修繕詳細設計業務委託における事業費の実績による減額であり、第14節工事請負費の林道路肩改修も事業費の実績による減額であります。そのほか、第18節負担金補助及び交付金の減額は、北薩森林組合が行う森林整備地域活動支援事業への補助金を計上しておりましたが、森林所有者との交渉が難航したため今年度分の執行が見込まれなくなったことから減額するものなどが主なものであります。次に、3目市有林造成費の補正額7万6,000円の減額は、阿久根大島の松に係る、松くい虫防除事業の実績により減額するものであります。

次に、3項1目水産業総務費と2目水産業振興費の第8節旅費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等が中止及び書面会議となったことによるものであります。2目水産業振興費の補正額3,917万1千円の減額は、第18節負担金補助及び交付金の3,820万6,000円が主なものであり、説明欄にあるとおり、あくね新鮮おさかな祭りへの補助金100万円と漁業後継者の新規申し込みがなかったことによる4人分の600万円を減額するものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて影響があった漁業者や仲買人への持続化給付金の執行残を減額するものであります。実績としては、漁業者が220人のところ73人、仲買業者が19事業者中、10の事業者の申請があり、それぞれ20万円を給付したところであり、次に、3目漁港管理費の補正額32万8,000円の減額は、漁港環境緑地施設管理業務委託料の実績に基づく減額であります。

次に、4目漁港建設費の補正額1,849万円は、第18節負担金補助及び交付金の阿久根漁港水産基盤機能保全事業の500万円と県単漁港整備事業の200万円の減額は、それぞれ鹿児島県がおこなっている工事の実績に基づく阿久根市の負担金を減額するものであります。また、水産流通基盤整備事業の2,549万円の増額は、現在、阿久根漁港で水揚場のかさ上げとひさしを設置している工事を鹿児島県が行っていますが、今回、国の3次補正を受けて、令和3年度に予定していた工事分を前倒しで補正計上したことにより、それに併せて阿久根市の負担金を増額するものであります。

次に、5目栽培漁業センター費の補正額191万7,000円の減額は、電気料等の光熱水費が主なものであります。

次に、62ページをお開きください。第11款災害復旧費4項3目単独林業施設災害復旧費の補正額475万1,000円の減額は、林道の災害復旧に係る実績に基づき明許繰越分を除いた執行残を減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

26ページをお開きください。第15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金のうち、第2節林業費補助金の補正額250万8,000円の減額は、北薩森林組合が行おうとしていた森林整備地域活動支援事業費の県補助金分と、次の林道点検診断・保全整備事業は実績に伴う県補助金を減額するものであります。第3節水産業費補助金の補正額16万円の減額は、6次産業化に係る補助事業のうち実績による県補助金分を減額するものであります。

次に、27ページをお開きください。3項5目農林水産業費委託金の第2節林業費委託金の補正額7万6,000円の減額は、松くい虫特別防除事業の実績による減額であります。

次に、29ページをお開きください。第21款市債1項5目農林水産業債のうち、第2節林業債の補正額260万円の減額は、白木川橋の修繕詳細設計業務や烏山林道の路肩補修工事等に係る実績に伴う減額であります。第3節水産業債1,840万円は、鹿児島県が阿久根漁港で行っている工事への負担金分に係るものであり、鹿児島県が国の3次補正に係る工事費を前倒して補正計上したことにより、増額するものであります。

次に、30ページをお開きください。10目災害復旧債第6節林業施設災害復旧債の補正額310万円の減額は、林道仁床線の工事費が確定したことにより減額するものであります。

以上で、水産林務課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

水産林務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の13ページ、債務負担行為の補正について。山村開発センター管理業務委託料、これ14万というふうになっておりますけれども、言わば、他のこういう施設のですね、委託料と比べて、相当安いような気がするんですが、どういう違いがあるのかわかりますか。

佐潟水産林務課長

ここの山村開発センターの委託料につきましては、山村開発センターができた当初、地元の自治会のほうで管理運営をしていただくという契約になっておりまして、その分、人件費とかそういったことではなくて、管理的な一環でしていただいているということで安くなっています。以上です。

中面幸人委員

ほかの施設については人件費等が入ってるから高い。ちなみに14万の根拠は分かりますか。というのはその委託を受けている人たちが、実際あそこでいろんなのに使われているんだけど、例えば鶴川内の地区集会施設なんかと比べて安いから。ちょっとそういう声も聞こえているもんだから。今、課長が言われるように、その地区の方が管理されるということで、人件費は入ってないんだよということで分かりました、一つは。それと、この14万の内訳について分かりますか。そこまで説明せんと分かんと思いますので。14万というのは何が入ってるんですか。

佐潟水産林務課長

14万の内訳積算については、1万円かける12か月分の消費税です。

中面幸人委員

もう一度お願いします。

佐潟水産林務課長

月1万円の12か月分のプラス消費税です。

中面幸人委員

月1万の12か月、1年分という考え方ですが、その1万円については何なんですか。

佐潟水産林務課長

これは以前は5千円でございました、施設ができた当初はですね。それを若干1万円に上げて管理委託しているところです。

中面幸人委員

それは分かりますが、その1万円は何の手当ですかということです。

佐潟水産林務課長

特に根拠という根拠はございませんが、管理をしていただいているということでの金額です。

中面幸人委員

分かりました。そういうことですね。了解です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(水産林務課退室、商工観光課入室)

濱崎國治委員長

次に、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

議案第2号のうち、商工観光課所管分について、御説明申し上げます。

初めに、6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の当課所管分は、第7款商工費の阿久根市特産品流通促進事業ほか2件であり、今回の議案第2号で予算措置し、翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正の当課所管分は、13ページの上から8行目、ふるさと納税システム利用料から、次の14ページ、下から4行目の道の駅あくねWi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの計16件であり、新年度当初から事業実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書は、49ページから52ページになります。7款商工費の各費目の減額分につきましては、いずれも事業執行残や新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から事業執行ができなかった予算について減額するものであり、費目ごとの説明は省略させていただき、今回、新型コロナウイルス感染症の影響の中、新たな経済対策として実施するプレミアム付商品券事業、特産品等流通促進事業及び飲食店テイクアウト支援事業の3事業と、現在実施しています新型コロナウイルス感染症対策支援事業の増額に係る経費について、御説明いたします。

まず、第7款商工費1項2目商工振興費の1節報酬3節職員手当等及び4節共済費は、特産品流通促進事業に係る事務を行うために雇用する会計年度任用職員1名分の人件費であり、雇用期間は、4月から9月までの6か月間を予定しております。11節役務費の補正額678万1,000円の主なものは、3事業に係る郵便料、電話料とプレミアム付き商品券事業の商品券の換金事務を商工会議所に依頼することからその換金に係る手数料が主なものであります。12節委託料の補正額565万円のうち、プレミアム付商品券発行等業務700万円は、プレミアム付商品券事業に係る商品券、チラシ等の作成業務、商品券取扱店舗の登録証作成業務、商品券の販売業務、その他問合せ等の対応等についての委託料であります。18節負担金、補助及び交付金の補正額2億5,720万1,000円の主なものは、まず、特産品等流通促進事業補助3,000万円は、特産品等の送料補助であり、新型コロナウイルス感染症により消費流通が鈍化し、経営に大きな影響を受けている事業者に対し、特産品等の流通消費促進支援を行い、地域経済の活性化を図るため実施しようとするものであり、昨年11月中旬から12月にかけて実施しました事業の第2弾で、今回はお中元シーズンの実施を予定しております。次に、飲食店テイクアウト支援補助500万円は、テイクアウトに取り組む市内飲食店がテイクアウトに要する容器等の購入経費や広告チラシ等の作成に係る経費を補助しようとするものであり、補助率は補助対象経費の10割で、1店舗当たりの上限は10万円を予定しております。次に、プレミアム付商品券交付金2億円は、今回発行するプレミアム付き商品券の交付金であり、額面1万円の商品券を5,000円で販売し、2万セットを発行しようとするものであり、プレミアム率は100%であります。なお、1セット1万円当たりの利用についてであります。

3,000分を飲食店専用、6,000円分を中小店専用、残りの1,000円は大型店舗を含めた全店共通の利用を予定しております。最後に、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助3,000万円は、市内各事業者が新しい生活様式や業種別に策定された感染拡大予防ガイドラインに基づいて実践するための物品購入、施設改修及びテレワーク環境整備等に必要な経費を増額しようとするものであり、2月3日の臨時議会で議決いただいた一般会計予算補正（第8号）で予算措置しました特産品等流通促進支援事業」と同様に、予算額を上回る補助金の申請が見込まれることから増額しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

26ページをお開きください。第15款県支出金2項6目商工費県補助金の32万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消費生活相談等に関する研修が開催されなかったことから、これに伴う県からの消費者行政活性化補助金の減額分であります。

次の27ページになりますが、第17款寄附金1項7目商工費寄附金のうち、1節商工費寄附金の補正額35万円は、市内商工振興のために1団体から25万円、個人1名から10万円の寄附金であり、2節観光費寄附金の136万7,000円の減額は、寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに係る企業版ふるさと納税歳入見込みによる減額であります。

次の28ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入の説明欄の1行目の雇用保険料2,000円は、歳出で説明いたしました、特産品流通促進支援事業に係る事務を行うために雇用する会計年度任用職員1名分であり、次の29ページの上から4行目のイベント販売収入5万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、参加を予定していたイベントが開催されなかったことによる販売収入の減額であり、その4行下のプレミアム付き商品券売払収入1億円は、額面1万円の商品券の個人負担分5,000円、合計2万セット分の売払収入であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

商工観光課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

お伺いします。ページ数50ページですね、18節の中で、コロナ関係の大きなやつが3,000万、5,000万というのが含まれておりますけれども、今収入の説明ありましたが、これはほとんど単独というふうに考えてよろしいんですか。

尾塚商工観光課長

ただいまの質問につきましては、午前中の企画調整課の委員会説明でもあったとおり、交付金を充当を予定しております。

[中面幸人委員「了解」と呼ぶ]

白石純一委員

次款項目で、新型コロナウイルス対策の件で、例えばプレミアム付商品券交付、これは昨年行われたものについては、特定の組織会員のみだったわけですが、ただその組織に入れば対象になりますよということだったかと思えます。そこで、ただしその組織でない方々に十分な告知が行われていなかったこともあったかと思えます。数店につきましては、私が、こういうところは行ってないんじゃないのというところを指摘させていただいたのちに、担当課のほうで接触をされたということがあったかと思えます。したがって、今回は組織以外の方、広く声を掛けてですね、漏れがないようにしっかりとお声掛けされるということはどういうようにして担当されるか教えてください。

尾塚商工観光課長

昨年度の事業につきましても、事前の周知、広報は当課のほうでは行ったところであります。ただその中で、どうしても広報が行き届かなかった事業所、この事業が実施するというのが分からなかった事業所、そういうところは、どういう事業を行ってもそういうところは

幾つかは出てくると思います。その中で白石議員が御指摘されて、御自分で調査されたところで、商工観光課のほうでまだ回ってないところを、御指摘があったところを白石議員の御指摘の後、私たちのほうで回った。それは事実であります、商工観光課としては昨年の事業についても広く周知は行っております。今回についても、事前に十分漏れがないように広報周知をやっていきたいと考えてるところです。以上です。

白石純一委員

確か去年の6月1日時点で、そうした組織に加入しているところを対象とするという告知がホームページに出たのが、6月8日ぐらいだったと思うんですが、そうした形で告知が十分なされたと言えるんでしょうか。

尾塚商工観光課長

確かにホームページの掲載の周知は1週間ほど遅れましたが、その後私どもも不足していた周知等は行ったということで記憶しております。そのほかについて、先ほど説明、お答えしたとおり、白石議員からの御指摘があった事業者については、また再度、こちらのほうで伺ったということでもあります。以上です。

白石純一委員

そうして私が指摘しなければいけないくらいの漏れがあったということが問題なんです。そして、6月1日時点で締め切るはずの告知を6月8日のホームページで出した。これも明らかにふさわしくない行為ではなかったですか。その辺りをしっかりと反省すべきは反省して、今年度、そういった漏れがないようにしていただきたいと思いますが、その点についてどうお考えですか。

尾塚商工観光課長

今回については、ただいま御指摘があったとおり、漏れがないように十分周知、広報に努めていきたいと考えております。

[白石純一委員「お願いします」と呼ぶ]

牟田学委員

51ページの12節、笠山観光農園管理業務が減額の107万とあるんですが、コロナ過であっても、管理業務は一緒だと思うんだけど、何で今度、107万円の減額なのか、当初予算が高かったのかを伺います。

尾塚商工観光課長

この107万円の減額につきましては、当初予算と入札の結果の差額を減額したということです。

[牟田学委員「執行残、はい、分かりました」と呼ぶ]

濱門明典委員

50ページの特産品流通促進事業の中でですね、今回はお中元の時期にやるということなんですが、いつ頃になるんですかね。

尾塚商工観光課長

今考えているのは、7月から8月の通常のお中元シーズンを見据えて行おうと考えているところです。

濱門明典委員

お歳暮の時期はまた考えられるんですか。

尾塚商工観光課長

今年の年末のお歳暮の時期というのは、今のところは想定はしておりませんが、今後の状況を見てその辺は、今のところは考えていないところです。取りあえずお中元時期を想定して今回、予算措置しております。

濱門明典委員

この事業というのは非常にですね、市民の方も助かったりですね、業者の方も助かったりと非常に人気のある事業だったと考えておりますけれども、今後ですね、こういうことでこ

の事業が進んで行けばですね、市内の商店とかそういうところも潤ってくると。また市民の方も特産品を自分の親戚とか、兄弟とかそういうのを送れるということで、非常に有意義な事業じゃないかと思っております。

それとですね、プレミアム商品券の交付ということで、プレミアムが1万円で5,000円で販売するという事なんですが、これの使い道としてですね、限定をされましたね、3,000円の6,000円の1,000円という形で。ここは何が根拠でこういうふうにされるのでしょうか。

尾塚商工観光課長

この商品券につきましては、昨年の商品券事業でも同様だったと思うんですけど、これを仮に1万円分をどこの店舗でも使っていけますよというようにした場合ですね、どうしても大型店舗に偏ってしまうということがこれまでの商品券事業の中でも実績として出てきておりますので、そういうことを避けようということで、利用区分を設けたところであります。

濱門明典委員

そういう面で、大型店に集中してしまうということで、小さい商店街にも普及させたいということですね。はい、了解です。

山田勝委員

先ほど濱門委員がですね、特産品流通促進事業の補助金についてのお尋ねでありましたけれども、冬と夏と比べたときにですね、なかなか夏は阿久根市の特産品というのが非常に限られてくると言う気がするんですよ。そうしたときに、せめて6月15日頃から始めてくれればですね、春のものも入ることができるのになあという気がするんですが、その付近は柔軟に対応できませんか。

尾塚商工観光課長

先ほどもお答えしたとおり、今のところは7月、8月を想定しているところですが、今後また事業を開始するに当たって、市民のほうからとか、いろいろそういう声が出てきた場合は、柔軟に対応できればと考えております

山田勝委員

それで安心する。例えばですね、お歳暮は12月31日までですよ。ところが、お中元はどう考えても御盆前までというのが常識ですもんね。そう考えたときに、その分だけ前に行くとか、また特産品の状況等を考えて、ある程度6月15日頃からスタートしなければ、例えばメロンとかスイカとか夏のね、農産物なんかは対応できないかなという気がするもんですからね。

尾塚商工観光課長

ただいまの御指摘のとおり、出来るだけ柔軟に対応していきたいと考えております。

〔山田勝委員「よろしくお願いします。」と呼ぶ〕

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(商工観光課退室、都市建設課入室)

濱崎國治委員長

次に、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

石澤都市建設課長

議案第2号 令和2年度一般会計補正予算(第9号)のうち、都市建設課所管の主なものについて御説明いたします。

予算書の6ページをお願いします。初めに、第2表繰越明許費補正の追加から御説明させていただきます。当課所管分は2款1項総務管理費の空き家活用支援事業と8款2項道路橋りょう費から、次のページにかけてになります。6項住宅費の危険住宅移転促進事業と11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費の補助土木施設災害復旧事業でございます。いずれの事業も適切な事業執行を図るため繰り越すものであります。

続きまして14ページをお願いします。第3表債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は14ページ下から3行目市町村等土木積算基準データ使用料から、15ページ1行目番所丘公園Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの4件であり、年度開始日から事業を開始するため、債務負担行為により対応するものであります。

続きまして18ページをお願いいたします。第4表地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は18ページ下から2行目、市道新設改良事業から19ページ上から5行目の公営住宅改修事業までの7件であります。いずれも本年度事業費の確定により起債額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する説明書について、歳出から御説明いたします。

説明書の52ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費の365万8千円の減額の主なものは、21節補償補填及び賠償金の290万7,000円であり、工事に伴う樹木補償費等の執行残でございます。続きまして、3目道路新設改良費の補正の主なものは、14節工事請負費の113万円の減額であり、新焼却場取付道路新設に係る入札残でございます。18節負担金補助及び交付金の50万円の増額は、地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線槁之浦工区の事業費が確定したことによる増額でございます。

続きまして53ページを御覧ください。3項河川費4目砂防費18節負担金補助及び交付金の100万円の増額は、県営急傾斜地崩壊対策事業、尻無1地区の事業費が確定したことによる増額でございます。続きまして4項港湾費2目港湾建設費18節負担金補助及び交付金の12万円の増額は、県による黒之浜港改修事業の事業費が確定したことによる増額であります。続きまして、5項都市計画費1目都市計画総務費504万円の減額の主なものは、12節委託料471万6,000円の減額であり、県と合同で取り組んでおります、都市計画基礎調査業務委託の入札残でございます。3目公園費の補正の主なものは、14節工事請負費の381万9,000円の減額であり、公園施設長寿命化対策支援事業、番所丘公園トイレ整備事業、塩浜公園整備事業の入札執行残であります。

次のページになりますが、24節積立金9,000万円の増額は、サンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金に全額積み立てるものでございます。続きまして、6項住宅費1目住宅管理費の554万9,000円の減額の主なものは、14節工事請負費であり、各種事業の事業費確定により減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

24ページをお願いします。14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金5節都市計画費補助金197万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の公園長寿命化対策支援事業の事業費確定に伴う減額であります。6節住宅費補助金355万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金による公営住宅整備事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、空き家再生等推進事業の事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして26ページをお願いします。

15款県支出金2項7目土木費県補助金5節都市計画費補助金257万8,000円の減額は、都市計画基礎調査の事業費が確定したことによる減額でございます。

次のページになりますが、16款財産収入2項1目不動産売払収入1節土地建物売払収入99万9,000円の増額は、市道整備に伴う残地等2筆の売買による増額でございます。

続きまして、29ページをお願いします。20款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち、当課分につきましては、公営住宅火災共済機構共済金209万5,000円であり、寺山住宅における落雷時修繕に係る共済金の支払いでございます。

続きまして、21款市債1項7目土木債2節河川債90万円の増額は県営急傾斜地崩壊対策事業、尻無1地区に充てるものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

都市建設課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

54ページ、8款5項24節基金積立金ですけれども、現在、基本計画を策定中と理解しておりますが、今年度ですね、それはまとまりましたでしょうか。

石澤都市建設課長

基本計画については、企画調整課が担当いたしておりますので、私どもは今のところお答えできるところではございません。以上でございます。

白石純一委員

所管はそうであってもまとまっているかどうかは御存じないということですか。基金を積み立てられるのはそちらの課ですよ。

濱崎國治委員長

担当課のほうに。

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

6ページ、本会議でお尋ねしましたよね、空き家活用支援事業について、あと7件残っているということなんですが、今年14件計画されて、7件残っているということですか。

石澤都市建設課長

12件申請中でございます。ですので予算は14件予算計上されておまして、12件申請がされているというところでございます。

山田勝委員

そこで今回、繰越明許されるのがそのうちの7件分ということですね。この空き家活用支援事業ということなんですが、これは申請は誰がするんですか。

石澤都市建設課長

申請につきましては、家屋の所有者でございます。

山田勝委員

家屋の所有者が申請するということだったら、申請した人が入居するということでしょうか。それとも誰かに貸せるからということでしょうか。

石澤都市建設課長

申請される方が住まなくても結構です。借家の場合でも申請できるということになっております。

山田勝委員

了解です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱之上大成委員

今の13番議員に関連してですけどもね、その所有者が、申請者の所有者が市外だといけなようなふうに聞いているんですが、いろんな事情がありまして、相続とかなって市外にいる人が相続をする。しかし、現実には活用するのは市内の人だということになればですよ、これはもうちょっと臨機応変に、これは要望でいいんですがね、今後の課題として、必ずしも市内じゃないといけないという捉え方は今後検討いただきたいというふうに思っているんですが、いかがですか。

石澤都市建設課長

今、議員から御指摘のとおり、補助対象につきましては、市内在住の方というところになっております。と言うのが、この補助金でございますので、やっぱり市内の方を優先的に現在、補助を行なっているところでございます。そこは御理解をいただきたいと思っております。そして議員のおっしゃるとおり、今後はですね、制度の見直しをされるときにですね、対象が、枠が広げられたらそのところを検討していきたいと思っております。以上でございます。

濱之上大成委員

もちろん要望で、もう一度申し上げます。いろんな家庭の事情によって、市外の人に名義がなってるという場合も、実際に管理をしているのは市内の人だと、例えばそうなったときにですね、非常に困る場合もありますので。もちろん市外の名義を市内の人に変えないかん苦痛が出てきますよね。だから今後の問題ですが、委任状等でできるとか、何かそんなふうには、気楽なほうに御検討いただければと思います。終わり。

山田勝委員

あのね、課長。例えば空き家バンクの問題とかあるいは今、俗に言う阿久根市の人口を増やすために入ってもらおうとかというような、こんな時期にですよ、こんな時期に阿久根市居住者じゃないといけないという縛りはね、やっぱりよくないと思う。その付近は、例えば国のほうが、もちろん国のほうがそういうことでもいいですよというのが一番いいんでしょうけどね、阿久根市の人だけだということをしたら人口も、利用者も増えないじゃないですか。考えは。

石澤都市建設課長

先ほど私のほうが借家も対象になるということをお願いしたと思うんですけども、今回ですね、市外在住の方で、その家を借りたいと言われる方もいらっしゃると思っておりますので、そこは移住定住に資する制度ではないかと思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(都市建設課退室、教育総務課入室)

濱崎國治委員長

次に、教育総務課所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

山元教育総務課長

議案第2号中、教育総務課及び学校教育課所管分について御説明いたします。

15ページをお開きください。債務負担行為の補正について、当課等の所管分は上から3行目のICT支援業務委託料から10行目の阿久根中学校生徒通学支援事業までの8件及び16ページの学校給食センター燃料用A重油購入費以降の3件について、追加しようとするものがあります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

56ページをお開きください。第10款1項教育総務費2目事務局費238万8,000千円の減額補正の主なものは、7節報償費における「阿久根のかるた」作成委員謝金ほか説明欄に記載の謝金、8節旅費における学校安全総合支援事業旅費及び18節負担金、補助及び交付金における県教育委員会派遣職員負担金などの執行見込みによる減額であります。3目教職員住宅費20万円の減額補正は、10節需用費の修繕料及び15節原材料費の執行見込みによる減額であります。

57ページになります。4目教育指導費85万6,000円の減額補正は、外国青年招致事業における8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金の執行見込みによる減額であります。2項小学校費1目学校管理費416万9,000円の減額補正の主なものは、14節工事請負費における西目小学校トイレ改修工事及び建具改修工事の入札執行残であります。2目教育振興費159万8,000円の減額補正の主なものは、12節委託料における旧隼人小学校区からの通学等運行業務の執行見込みによる減額、及び13節使用料及び賃借料における車借上料の執行残などであります。

58ページをお開きください。3項中学校費1目学校管理費449万8,000円の減額補正の主なものは、14節工事請負費における三笠中学校1号棟長寿命化改修の執行残及び17節備品購入における各学校に配備する教育用備品の入札執行残などあります。2目教育振興費494万2,000円の減額補正の主なものは、12節委託料における旧隼人中学校区及び旧田代中学校区からの通学等運行業務の執行見込による減額、及び18節負担金補助及び交付金における補助金の執行見込みによる減額であります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

24ページをお開きください。第14款2項9目教育費国庫補助金のうち、2節小学校費補助金の減額補正は、西目小学校トイレ改修工事に係る交付金の減額であり、3節中学校費補助金の増額補正は、三笠中学校1号棟長寿命化改修工事に係る交付金の交付決定に伴う増額であります。

27ページをお開きください。第15款3項9目教育費委託金71万円の減額補正は、学校安全総合支援事業の執行見込みによる減額であります。

30ページをお開きください。第21款1項9目教育債2節小学校債160万円の減額補正は、小学校校舎等改修事業に係る財源の減額であり、3節中学校債2,490万円の減額補正は、中学校校舎等改修事業として三笠中学校1号棟長寿命化改修に係る費用の減額及び財源組替に伴う減額であります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

教育総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(教育総務課退室、財政課入室)

濱崎國治委員長

次に、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小園財政課長

議案第2号、令和2年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第9号)の予算書の8ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、財政課所管分は8ページの9行目、コリンズ・テクリスWeb版検索システム利用料の2万円を追加するものであります。これは一般社団法人日本建設情報総合センターが提供している公共機関が発注した工事内容や、実績等のデータベースを利用するものであり、年度開始直後から使用できるように年度内に契約等の事務手続を行うものであります。

次に、17ページをお開きください。第4表は地方債の補正であります。同表のうち、17

ページの2行目の減収補てん債については、市の税収減を補うために発行できる地方債であり、今回、新型コロナウイルス感染症の影響により対象税目が拡充されたことから、限度額を追加しようとするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

32ページをお開きください。第2款総務費1項7目財産管理費の補正額3億6,060万3,000円の増額のうち、財政課所管分の主なものとして、12節委託料が99万9,000円の減額であり、土地鑑定や登記事務などの執行見込額に基づく減額であります。次に、24節積立金の補正額3億6,792万2,000円の増額のうち、財政調整基金への積み立てとして前年度の決算剰余金の2分の1に当たる2億2,574万7,000円を積み立てるものであります。また、市有施設整備基金は、今回の事業補正による余剰一般財源の1億4,199万3,000円を積み立てるものであります。次に、市民交流施設整備基金は、阿久根小学校昭和57年卒業「華の50歳組」実行委員会からの寄附金18万2,000円を積み立てるものであります。

次に、62ページをお開きください。第12款公債費1項1目元金の補正額120万円の増額は、起債発行に係る元金の確定に伴う増額であり、2目利子の補正額850万円の減額は、起債発行に係る利子の確定に伴う減額であります。

次に、23ページにお戻りください。歳入については御説明申し上げます。第9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金の補正額727万9,000円の増額は、本年度の地方特例交付金が1,227万9,000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。次に、第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正額1億6,250万1,000円の増額は、今年度の普通交付税が35億6,250万1,000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。

次に、27ページをお開きください。第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額3億5,000万円の減額は、令和元年度の決算剰余金や今回の各事業補正による余剰一般財源を活用し、繰り入れる額を減額するものであります。また、4目市有施設整備基金繰入金の補正額557万8,000円の減額は、充当事業の事業費の確定見込みにより繰入額を減額するものであります。

次に、28ページの第19款繰越金1項1目繰越金の補正額4億149万2,000円の増額は、令和元年度の一般会計剰余金、いわゆる実質収支が確定し、先の令和2年第4回の定例会で決算認定をいただいたところであり、予算計上済額との差額を増額するものであります。

最後に、30ページ、第21款市債1項11目減収補てん債の補正額7,431万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症により景気変動の影響を大きく受ける地方消費税交付金、市町村たばこ税及び地方揮発油譲与税について、本年度に限って減収補てん債の対象に加えることが決定されたことから、新たに借入れを行うものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

財政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室、水道課入室)

○議案第7号 令和2年度阿久根市水道事業会計補正予算(第2号)

濱崎國治委員長

次に、議案第7号を議題とし、審査に入ります。

水道課長の説明を求めます。

濱崎水道課長

それでは、議案第7号 令和2年度水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の71ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書の71ページ及び72ページになりますが、令和3年4月1日から業務を行うため、阿久根市水道事業水源地及び配水池管理業務委託料ほか6件の各業務委託料、企業会計システム保守業務負担金ほか3件に係る負担金、水道施設の占用に係る用地使用料及び水質検査料の合計13件について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひします。

濱崎國治委員長

水道課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、水道課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（水道課退室）

濱崎國治委員長

以上で、所管課の説明は終了しました。ここで、各委員から御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で質疑を終結いたします。

以上で各課の審査が終了しましたが、現地調査について各委員の意見を伺います。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

各課の審査が終了しましたので、これから採決に入ります。

なお、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願ひします。

○議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

濱崎國治委員長

それでは、議案第2号を議題とし、本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第2号 令和2年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております議案第2号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

○議案第3号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

濱崎國治委員長

次に、議案第3号を議題とし、本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第3号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第3号は可決すべきものと決しました。

○議案第5号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

濱崎國治委員長

次に、議案第5号を議題とし、本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第5号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第5号は可決すべきものと決しました。

○議案第7号 令和2年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）

濱崎國治委員長

次に、議案第7号を議題とし、本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第7号 令和2年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第7号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。
以上で予算委員会を散会いたします。

(散会 14時14分)

予算委員会委員長